

令和3年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和3年11月22日（月）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和3年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 承認第5号 瑞穂市立小中学校学習用タブレット端末等貸与規程の制定
についての専決処分について
- 日程第4 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定
について
- 日程第5 議案第51号 瑞穂市地域部活動検討委員会委員の委嘱について
- 日程第6 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第7 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第8 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 意見聴取 瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について
- 日程第10 教育長の報告
- 日程第11 その他 事務局長
教育総務課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明
加 藤 悟
森 下 伊三男
加木屋 加緒里
大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長	廣 瀬 進 一
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	坂 野 美 恵
学校教育課総括課長補佐	松 野 英 泰
幼児教育課長	今 木 浩 靖
幼児教育課総括課長補佐	野 口 智 子
生涯学習課長	佐 藤 雅 人
生涯学習課主幹	広 瀬 久 士
生涯学習課総括課長補佐	泉 大 作

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、只今から令和3年第11回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1 令和3年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和3年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和3年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、大平委員よろしくお願いいたします。

日程第3 承認第5号 瑞穂市立小中学校学習用タブレット端末等貸与規程の制定についての専決処分について

○**教育長** 日程第3 承認第5号 瑞穂市立小中学校学習用タブレット端末等貸与規程の制定についての専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第3 承認第5号 瑞穂市立小中学校学習用タブレット端末等貸与規程の制定についての専決処分について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分し、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和3年11月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市立小中学校に在籍する児童生徒への学習用タブレット端末等の貸与に関し、必要な事項を定めるため瑞穂市立小中学校学習用タブレット端末等貸与

規程の制定を行うもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

- 大平委員** 第10条第2項第7号のタブレット端末活用ガイドルールとありますが、別途作成されているという認識でよろしいですか。同様の規程等を見ると個人情報の入力はしない、SNSには接続してはいけない等が記載してあります。SNSによる情報発信等が行われ、それが危害を加えるというようなことや個人情報の流出等が気になります。このことについての対策はありますか。
- 教育総務課長** タブレット端末活用ガイドルールについては児童生徒向けのものを作成し、使用にあたっての注意事項は同意書の契約事項に関連した内容を記載しています。例えばSNSの利用規制、個人情報の入力はしないというような具体的なことにつきましては、この規程の中にはないですが、基本的にタブレットを使用していただくのはあくまでも授業としてお使いいただくことになりますので、個人情報を入力することはないと想定していますが、フィルタリングソフトを購入し各端末に制限を設けます。
- 大平委員** 自宅で利用する場合の使用方法に心配がありますが、フィルタリングソフトで対応可能ということですね。
- 教育総務課長** 内容につきましては、先生方の意見も聞きながらリスト化し対応することとしています。
- 大平委員** 管理責任者の許可なくSNSを利用したり、個人のクレジットカード情報等の個人情報を入力したりすることは禁止されている例規を他市町のもので見かけましたので、追加しなくて良いものかと思い確認しました。
- 教育長** 大平委員の質疑の内容についても、フィルタリングソフトにより規制がかかるので問題ないと判断しています。
- 加木屋委員** この規程は、全保護者に対して配付する予定ですか。
- 教育総務課長** 教育委員会のホームページに掲載させていただいておりますので、ホームページをご覧いただければと考えております。
- 加木屋委員** 果たしてこれだけのものを保護者が全て目を通すのかということと、これを読んでも理解をしてもらえないのではないかなと思ったので、保護者が直接目を通してわかりやすい文書は別に出されるということでもいいですか。

○**教育長** 貸与に係る誓約事項は貸与規程を抜粋してまとめたものになっていますのでお配りします。また、詳しいことについてはホームページでの確認をご案内しております。

○**加木屋委員** 実際に子供たちが使用している端末に何かトラブルが起きて、修理に出したときの代替機は用意されていますか。

○**教育総務課長** 各学校に代替機を用意していますので、早い段階でお渡しできると思います。

○**教育長** ありがとうございます。委員さんからいただいたご意見等につきましては、さらに検討をさせていただきます。

○**教育長** その他ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 承認第5号 瑞穂市立小中学校学習用タブレット端末等貸与規程の制定についての専決処分について、承認することと致します。

日程第4 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について

○**教育長** 日程第4 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第4 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年11月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市子どもの読書活動推進会議の運営に関し、必要な事項を定め効果的に推進するため、瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について、可決することと致します。

日程第5 議案第51号 瑞穂市地域部活動検討委員会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第5 議案第51号 瑞穂市地域部活動検討委員会委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 議案第51号 瑞穂市地域部活動検討委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年11月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市地域部活動検討委員会委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**学校教育課長** 12月に1回目、2月に2回目の検討委員会を開催し、部活動の実態と令和5年度からの段階的な移行に向けてのスケジュールと方向性の検討を行います。3中学校校区の地域性も考慮し、指導者の位置付け等どのように進めるかについては、翌年度に細かいところを設計していくことになると思います。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第51号 瑞穂市地域部活動検討委員会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第6 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について

○**教育長** 日程第6 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第6 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年

1 1月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○大平委員 中山道大月多目的広場管理業務はどのような内容を想定していますか。

○生涯学習課長 芝の散水に伴う水道料金、トイレ・遊具の点検、供用開始に伴い必要な備品の購入費等を見込んでいます。

○大平委員 中山道大月多目的広場の管理は業務委託にて行う予定ですか。

○生涯学習課長 実際に供用開始して様子を見ながら検討する予定です。

○大平委員 遊具は特別な知識も必要と思われるが遊具点検は委託されますか。

○生涯学習課長 遊具は専門の業者に点検してもらわないといけないと思います。

○加藤委員 芝生の管理とともに遊具の管理は、毎月安全点検が必要ではないかと思いますが、大勢の方が自由に出入りして使える公園なので日常的な管理が難しいにしても、せめて安全点検とか目視での確認等は考えていますか。

○生涯学習課長 遊具を設置した業者に聞きますと、新しい施設なので初年度については最低限の点検でよいとのことですが、園内の管理、利用状況、施設、芝生の水やり等を職員でできるところまで実施してみようと考えています。その後委託にするのかを見極めたいと思います。

○森下委員 債務負担行為補正についてですが令和3年度から令和4年度の2年間というのは今年度に来年度の予算を担保するという事によろしいですか。

○生涯学習課長 そのとおりです。来年度の管理業務の予算になります。

○大平委員 補正対応もあるということですか。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○加木屋委員 供用開始後は、職員で管理するとのこと、日常業務をやりながら同時に専門的知識が必要な遊具点検を行うということですが、屋外施設ということもあり素人が考えている以上に劣化が激しいと思いますので専門的な視点で管理していただくよう重ね重ねお願いしたいと思います。

○生涯学習課長 もちろん専門業者と連携をとりながら、万が一職員が目視で異

常を見つければ、すぐ対応いただく体制は整える予定です。大型遊具ですし、小さなお子様も利用するので安全第一に考えていきます。

○加木屋委員 充電保管庫が全校分ではないですが、不足分の計上ですか。

○教育総務課長 来年度クラス増となる学校のための計上です。

○大平委員 中山道大月多目的広場の竣工式のイメージはありますか。

○生涯学習課長 1時間程度で終わりたいと思っています。12時にはオープニングセレモニーを終えて一般の方にご使用いただけるよう調整中です。芝生広場は根付くことも考え時期をずらしますが、遊具は使えるようにします。式典の内容等については、現在最終調整中ですが雨天の際にはドームシェルター内で開催します。

○加藤委員 光熱費の補正予算計上が少なく感じますが、夏場も窓を開放してエアコンを使用していましたが考慮しての見込みですか。

○学校教育課長 光熱水費については、コロナウイルス感染症対策を鑑みて、エアコンを使うという方針で、去年の実績を踏まえて計上しています。

○教育長 12月補正は契約等が終わっているものは契約差金が出ていますし、光熱費については見込みをたてています。あるいは4月から新年度の体制を見越して準備しておかないといけないものもあり、充電保管庫も計上されることとなります。

○加藤委員 ALTの事業ですが355万9千円の減額ということですが、ALTの確保ができなかったことでしょうか。

○学校教育課長 安価で契約できたので、契約差金です。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 意見聴取 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第8号）について、承認することと致します。

日程第7 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第7 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第7 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年11月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 利用調整について具体的に説明をお願いします。

○**幼児教育課長** 保護者が最初申請書を提出する時は、入所を希望する施設を記入しますが瑞穂市の場合は、第1希望から第5希望まで書く欄が設けてあります。すべて記入される方もいれば第5希望まで記入されない方もいます。瑞穂市内には公立8施設、私立7施設ございますので、希望施設、保護者の就労時間等を点数化し利用できる施設の調整をさせていただくことになります。利用申込者数が施設の受け入れ可能人数を超えたときは、利用調整ということをしています。当市の場合、もともと待機児童が出ていますので、毎年利用調整を実施しています。

○**大平委員** 希望する施設の必要性が高い人は優先的に入れて、希望に沿えない人は第2希望から順に調整していくことですか。

○**幼児教育課長** すべての方ができるだけ希望する施設を利用できるように調整ということにさせていただいております。

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第8 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第8 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第8 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年11月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○大平委員 居宅訪問型保育事業に関して新たに、保護者の疾病、疲労の場合にこの居宅訪問型保育事業が適用できるということになっていると思いますが、現在瑞穂市の中で居宅訪問型保育事業者はありますか。また、ニーズも多くなっているということでしょうか。

○幼児教育課長 市の認可を受けていない認可外の居宅訪問型保育事業者は1人います。ニーズについては、保育所を利用しているお子さんは様々な事情の方がいると思います。保護者の方が働いてご家庭でみることができない方もいらっしゃるれば、保護者の方と一緒にいると身体的、精神的に虐待を受けてしまうこともあります。たとえば保護者からの虐待を受けている子のいる家庭もあります。現状そういった子につきましては、子ども支援課に相談した上で、市の保育所で預かった方がお子様のためにもなるということであれば、公立保育所等で預かるというような形をとっています。

このような受け皿が増えるということは非常にありがたいとは思っておりますが、ただ瑞穂市にはそういった事業者さんが少ないということで、今後に期待しているということになります。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、承認することと致します。

日程第9 意見聴取 瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について

○**教育長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第9 意見聴取 瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 第5条で善良な注意をもって利用しなければいけないというのは、どのようなことを想定されていますか。

○**生涯学習課長** 多目的広場を利用する、不特定多数の方が利用されますので、ある時は1人で1万1千㎡の芝生広場が使いたいかもしれませんが、危険な行為をしないことはもちろんですが、大勢の方が利用される際にはお互いに譲り合ってみんなが楽しめるように使っていただきたいという思いが一番強いので「善良な注意」という表記としています。

○**大平委員** 第6条の、ただし、施設を占有する場合に限るものとするとはどのような事態を想定していますか。

○**生涯学習課長** 公園的な意味合いが強いので、多くの人に自由に使っていただきたい。その自由を制限する場合は許可をとってくださいということです。遊びに来たけど、物品の販売をしているので使えないということもあります。基本的には物品販売など何かを置いた段階でも占有になりますので、たとえ何㎡でもその部分はその人が占有して使うことになるので申請をいただくものと考えています。占有なしに物品の販売などはないと思っています。占有しないということは譲り合って利用してほしいということです。

○**森下委員** 例えばゲートボール場へ勝手に来て2～3人でやるというのは占有の申請は必要ですか。

○**生涯学習課長** 占有の必要はないです。自分たちだけでやりたいとなると占有ですが、他の人も来て一緒にやりましょうというスタンスであれば占有していた

だく必要はないです。非常にその線引きは難しいのですが簡単に言えば、他の人を仲間に取り込んでではできませんということが1つ基準になると思われます。例えば芝生広場でサッカーをやっているときでも、自分たちだけでやりたいと言われれば占有になりますし、遊びにきた子供さんでも誰でも参加してもらって一緒に遊びましょとなれば占有ではないという解釈になると思います。大勢来たら、誰もいないときには全部使えますが誰かが遊びに来たら半分空けてあげるなり、譲り合うということになってくると占有ではないという解釈になってきます。

○**教育長** 大月多目的広場の基本コンセプトが、いつでもだれでも遊べるというもののなので、お互いに譲り合って使いましょうということです。

○**大平委員** 自治会長が集まった時に話題となるのが、どのような遊び方までが大丈夫なのかということがあります。例えば子供が三角ベースボールを芝生広場でやろうとした場合に、硬式のテニスボールぐらいだったらいいけど、野球で使用する軟式のボールを使うのは大丈夫だろうかというような話になります。今後同様の質問は出てくると考えられます。

○**生涯学習課長** どこまでが良くてどこまでがダメかという話で、誰もいないところでやる分であれば広場は無人ですのでそこまで注意を払うこともできません。看板にキャッチボール禁止と掲載してもキャッチボールをする人はいると思いますが取り締まるのは難しいと思っています。あとは子供たちもそれを理解して、みんながいるところで野球をやるのはよくないということをおわかっていただきたいと願っています。

○**大平委員** 予約の仕方などは、この例規に記載されますか。

○**生涯学習課長** この条例が可決されましたら条例の施行規則において、申請書の様式などを定めていきます。詳細につきましては検討中ですが、いつでもだれでもという公園的要素が強いので、しっかり申請して許可書を持ってもらい、もしも誰かが来た場合に私たちは使用許可をとっていますということをお伝えしてもらいたいです。

○**森下委員** 公共施設には禁煙条例がありますが今回は屋外なので対象外ということになりますか。灰皿は設置しないとは思いますが、そもそも書く必要はないですか。

○**生涯学習課長** あえて条例や規則に謳うまでもなく、マナーとしてお願いしま

すということになります。来年使用開始をして、見回りの段階でタバコの吸い殻が落ちているとなった時にはそれなりの対応をしないといけないと思います。そのことについては周知徹底をされているのでわかってみえるとは思いますが状況を見ながら対応したいと思っています。

○加藤委員 自由に遊べる広場となると、いろいろなものを持ち込まれることが予想されます。遊び道具だけでなく暑いからテントを張るなど結構出てくると思います。ある程度は予測していく必要があると思います。

○生涯学習課長 家族連れであればパラソルなどを広げるかたもいると思います。みんながみんな広げられては遊ぶ場所が無くなりますが、ただ、やみくもにあれもこれもダメにしてしまうことはあまりしたくないなという思いもあります。遊びに来たのに芝生広場で何もできないなというのも問題ですので、ケースバイケースのところもあるのかなという気がします。

○加藤委員 今から楽しみにしていますが、発明クラブが水ロケットを飛ばします。暑いときには日陰が必要となります。ドームを使えばいいのですが、芝生広場から距離があるので簡単な日よけを設置する場合は、事前に申請すればよいでしょうか。

○生涯学習課長 占用の許可をとってもらって、設置していただくことは問題ないと思っています。届出の際にロケット飛ばします、暑いのでテントを1張り設置するという申請書をもっておけばよろしいかと思っています。

○加木屋委員 例えば4分の1の占有許可をもらった場合にエリアの目印はありますか。

○生涯学習課長 コーン等で仕切って、占有エリアである看板は出す予定ではありませんが、職員で仕切ることになります。水ロケットを飛ばすにあたってはある意味危ないところもあるので、遊びに来た子が入ってケガでもされたら大変ですので、そこは仕切っておかないといけません。それもやはり公園の施設の要素が大きいので、早くから仕切れませんので、終了時間を聞いてまた撤収に行くということになると思われませんが、実際に運用してみないとどれぐらいの苦労があるかというのはまだわからない部分があります。

○加木屋委員 生涯学習課の方への負担がかなり大きい気がしますが、大丈夫でしょうか。

○生涯学習課長 仕方がないと思っています。実際に運用して大変だという声が出てこれば、管理人という人が常駐しないとそれだけのサービスが提供できないという話になりますが、とりあえずスタートは無人で行くという話ですので、大変なことは私も会議の場で伝えていきます。コロナウイルスが終息すると生涯学習課の事業もいよいよまた再開しますのでプラスアルファの業務となりますので心配ではありません。

○森下委員 市のホームページで大月多目的広場のページを作成する予定はありますか。

○生涯学習課長 今後は使用申請書などを載せないといけませんし、利用可能日を早め早めにアップして皆さんに確認していただけたらと思います。軌道に乗るには時間はかかると思いますが、できるだけ情報発信をしていきたいと思っています。また、何月何日は利用できませんという情報も早め早めにアップしながら、ある程度軌道に乗れば皆さんに利用状況を確認していただけたらと思いますので逐次アップしていきます。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 意見聴取 瑞穂市中山道大月多目的広場条例の制定について、承認することと致します。

日程第10 教育長の報告

○教育長 日程第10 教育長の報告です。

大きく2点でございます。まずは学校教育に関してですが、市内の各小中学校の研究発表会が行われました。あと1校のみ残っておりますが、皆さん時間の都合をつけていただいてご参加いただき本当にありがとうございました。瑞穂市の特色として、市内の小学校中学校は2年間公表会を実施し自分たちで知識を高めて、地域の人にも見てもらうという形をとりつつ、3年に1回研究発表会を実施することにより教員同士がお互いに切磋琢磨して取り組んできております。これをやめてはどうかという意見もありましたが、年に1回実施することにより、自分の授業はどうかというのを仲間と一緒に見つめなおすという中で、授業力を高めていく場として位置付けていきたいという話をして、今日まで来ています。春先には少し心配かなと思った教員も半年後にはここまで頑張った証が見えます。

1年間見直しを持って研究を通して、授業の在り方を見つめなおして取り組んでくれたということを感じています。それを年々積み重ねていくことによって、教員は1つ1つ着実に力をつけてくれることを期待しているところでございます。いわゆる教員としての人材育成の場にしていく、そんな公表会、研究発表会で今後もありたいと思っています。ただ、そのために超過勤務する時間が長くなってはいけないということは、見直しをもってやってほしいということも管理職の先生方には伝えています。

もう1点は先日行われました青少年育成市民会議の3部会についてです。瑞穂市では青少年育成市民会議を市内全域で開催しております。岐阜市では中学校区ごとで行っており、市町村によってやり方は違います。瑞穂市の場合はこの会のトップが市長、副会長として3名、市議会議長、青少年指導員、それから教育委員会からは私と3人の副会長が関わっております。先日も3部会には、各学校の校長先生、民生児童委員、自治会長、警察の方、体育協会、文化協会など関係する団体の代表の方に参加していただいています。要するに瑞穂市に関わる大人が、瑞穂市の子供たちをいかに見守り、育てていくのかということを考えていく会議だということで、家庭、学校、地域が一丸となって同じ活動を通して確認し合う場だということを私は思っています。おかげで瑞穂市の子供たちはよくあいさつするねと言われます。これは学校だけではなく、ご家庭、地域の方にもご協力いただいているからこそだと思います。同時に、瑞穂市の子供たちがすこやかに成長していると感じています。今後も地域の方々の、啓発活動のおかげで成長している子供たちの姿を確かめ合い、継続していくことが大事だと思っています。いろんなお立場で子供に関わっていただいているので、それぞれの団体の方は自分の所属へ戻られたときに、そのようなことを具体化してもらえるとありがたいと思います。たとえばスポーツ少年団の代表の人がいれば、各スポーツ少年団の方々に活動の最初と最後はきちっとあいさつしましょうとか、行き帰りで地域の人に会ったらあいさつしましょうというご指導いただけるといいのではないかと思います。1人の子供にいろんな大人が関わりっていくという考え方を理解するのがこの場だと思っています。

あいさつ運動の日は毎月1日にやっています。地域安全の日は横断歩道の渡り方を再確認しています。学校での交通安全教室、ラジオ体操の日、地域のボラン

ティアも徐々に始まっていますので、継続し確立したいと思っています。また機会がありましたらこの様子も見ていただけるとありがたいです。

日程第 1 1 その他

○**教育長** 日程第 1 1 その他です。

幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 来年度の保育所入所申込の 1 次受付が終了し、今月末には内定通知を出す予定となっています。それに伴い令和 4 年度の保育所新入園児の利用調整を行いましたので報告させていただきます。9 月 8 日から 1 6 日に新入園児の入所受付を行いました。入所を希望された方は 1 3 0 8 人で、昨年同時期が 1 3 2 6 人ですので、1 8 人減少しましたが最終的にはあまり変わらないということになります。1 3 0 8 人の内訳ですが、3 歳未満児が 3 7 0 人、3 歳以上児が 9 3 8 人です。今のところ利用調整を行った結果、待機児童は 0 人です。ただし潜在待機児童といわれる方は 2 9 人となっております。内定通知は、今月の 2 9 日、3 0 日頃に発送したいと考えております。その後キャンセルをする方が想定されるので、受付を 1 2 月中旬まで行い 2 次調整を 1 月中旬から下旬にかけて行います。最終 3 月に最終調整を行い、利用決定通知、入所式のご案内を送付するといった流れで事務を進めていきたいと考えております。

○**教育長** 以上で報告等を終わりますが、何かご質問ありますでしょうか。ありがとうございます。

○**教育長** それでは次回の日程を決めたいと思います。次回令和 3 年第 1 2 回瑞穂市教育委員会定例会を令和 3 年 1 2 月 2 2 日、水曜日、1 5 時から開催しますのでお願いいたします。

閉会の宣言

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和 3 年第 1 1 回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後 4 時 4 2 分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年11月22日

瑞穂市教育委員会 教育長

加藤 博明

委員

大平高司

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。